

【恵庭市における用途地域ごとの制限】

	建ぺい	容積	日影規制				外壁後退	高さ制限	北側斜線		道路斜線		隣地斜線	
			数値	敷地境界より水平距離5m 越え10m 以内	敷地境界より水平距離10m 越え	制限範囲			数値	加える高さ	前面道路の反対側境界線からの距離	数値	数値	加える高さ
第1種低層住居専用地域	40	60	1.5m	3h	2h	軒高7m超え 又は3F	1.0m	10m	1.25	5m	20m	1.25	-	-
第2種低層住居専用地域	50	80											-	-
第1種中高層住居専用地域	60	200	4.0m	3h	2h	高さ10m超え	-	-	-	-	20m	1.25	1.25	20m
第2種中高層住居専用地域	60	200					-	-	-	-				
第1種住居地域	60	200	4.0m	4h	2.5h	高さ10m超え	-	-	-	-	20m	1.25	1.25	20m
第2種住居地域	60	200					-	-	-	-				
近隣商業地域	80	200	-	-	-	-	-	-	-	-	20m	1.5	2.5	31m
〃	80	300												
商業地域	80	400												
準工業地域	60	200	4.0m	4h	2.5h	10m	-	-	-	-	20m	1.5	2.5	31m
工業地域	60	200	-	-	-	-	-	-	-					
工業専用地域	60	200	-	-	-	-	-	-	-					

※地区計画区域内は、別に制限を定めている場合がありますので注意願います。

※用途地域等内の建築物の制限については、建築基準法別表第2を参照ください。

ただし、地区計画区域内及び特別工業地域内については、別に制限を定めている場合がありますので注意願います。